人事課長　殿

試し出勤願

復職にあたり、　　　　年　　　　月　　　　日～　　　　年　　　　月　　　　日まで

試験的に職場に出勤できるようお取り計らいください。

尚、当該期間については、労働日の扱いにならないことから下記について了承いたします。

記

(1) 法令に定めがあるものを除くほか、いかなる給与も支給されないこと。

(2) 試し出勤期間中の事故については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による業務・通勤災害の適用を受けることはできないこと。

(3) 宮崎大学人事課で一括加入する試し出勤期間中（含む通勤）の事故を対象とする民間傷害保険の加入手続きのため、次の情報を宮崎大学人事課から傷害保険引受会社へ提供すること。

①傷害保険へ加入する者の氏名、役職名

②傷害保険へ加入する期間

(4) 試し出勤期間中は、産業医の指示により対処し、職場においては監督者の監督指示に従うこと。

(5)　原則、全日出勤すること。もし体調不良で出勤できない場合は必ず始業時刻前に監督者に連絡すること。

(6) 試し出勤に関して、監督者（監督者から委任を受けた者を含む。）又は産業医が主治医へ私の病状等の情報提供を求めること及び主治医がそれに応じて情報提供すること。

(7)　 試し出勤した日は「試し出勤プログラム自己評価報告書」を記入し、１週間ごとに監督者に提出すること。

　年　　　　　月　　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　（本　人）

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　（監督者）

氏　名

※　この同意書で収集した情報は、申請者の職場復帰を支援する目的のみに使用し、個人情報には十分配慮しながら産業医、監督者、人事課が責任を持って管理する。